国土交通省所管公共事業の
事業評価実施要領等の改定について

国土交通省 中国地方整備局
令和８年10月

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

事業評価監視委員会の実施要領の改定

- **対応方針「見直し継続」→「改善継続」に変更**

- **「改善継続」の対象**
  事業全体の計画や主たる施設の構造に影響するもので、
  「社会的要請」、「事業実施環境」、「現地条件」による変更

事業評価監視委員会の実施要領の改定　＝再評価＝

再評価の実施要領における「評価の視点」について、総合的な評価の実施や事業の透明性の一層の向上の観点から事業内容の変更において施設（事業計画・構造等）の改善の必要性を考慮した事業継続の評価を実施できるよう改定。

＜改善継続事業の対象＞

「コスト縮減や代替案立案の可能性」に加え、国民へのアカウンタビリティの観点から、有識者委員へ事前に議論いただくべき内容として再評価における主たる事業内容の変更が、**事業全体の計画や主たる施設の構造に影響するもの**で、

○**「社会的要請」「事業実施環境」の観点で変更される場合**や
○**事前調査との現地条件の乖離によって、変更される場合**

社会的要請 （社会の価値観の変化など）	事業実施環境 （合意形成・地元協議など）	現地条件 （事前調査との乖離など）
・上位計画の変更 ・災害等を踏まえた基準見直し	・合意形成や地元協議等に伴う変更や新たなニーズへの対応	・現地調査結果を踏まえた変更

▼

改善継続事業

令和7年度第2回公共事業評価手法研究委員会資料　抜粋

事業評価監視委員会の実施要領の改定　＝再評価＝

- 社会的要請や現地条件の変化などに基づく視点を新たに設定することで事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを検討。
- 改善を実施することで継続が妥当と判断したものについては、対応方針を「改善」とする。

対応方針又は対応方針（案）決定の考え方　改定の方向性

①事業の必要性等に関する視点
　1）事業を巡る社会経済情勢等の変化
　2）事業の投資効果
　3）事業の進捗状況
②事業の進捗の見込みの視点

①、②のいずれでも継続が妥当

①、②の両方もくしはいずれかで継続が妥当ではない

③事業手法や事業計画等の改善の視点
・社会的要請や事業実施環境
・現地条件の変化
・コスト縮減、代替案立案等

③事業手法や事業計画等の改善の視点
・社会的要請や事業実施環境
・現地条件の変化
・コスト縮減、代替案立案等

改善の必要性なし

改善の必要性あり

改善によって①、②の視点から見て継続が妥当

改善をしても継続が妥当ではない

継続

改善

中止

※総務省における政策評価の実施状況等の国会報告では、令和6年度より政策評価結果の政策への反映状況の選択肢のうち「改善・見直し」を「改善等」に修正されている。

令和7年度第2回公共事業評価手法研究委員会資料　抜粋（一部追記）

事業評価監視委員会の実施要領の改定　＝再評価＝

【新旧対比表】再評価（公共）［１／３］

（新）	（旧）
国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 公共事業評価は、社会資本が果たす役割が広範かつ長期間に及ぶこと、また、費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。 第１　目的 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たっては、社会的要請や新たなニーズ等への対応による事業実施環境の変化などを踏まえて、必要に応じて事業内容の改善を図り、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。 （中略） 第４　再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存 １　再評価の実施手続 （中略） (3)　再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。 ①　直轄事業　地方支分部局等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の改善及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等（本省又は外局をいう。以下同じ。）に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 第１　目的 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。 （中略） 第４　再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存 １　再評価の実施手続 （中略） (3)　再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。 ①　直轄事業　地方支分部局等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等（本省又は外局をいう。以下同じ。）に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

事業評価監視委員会の実施要領の改定　＝再評価＝

【新旧対比表】再評価（公共）［２／３］

（新）	（旧）
（中略）	（中略）
３　再評価の視点 再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。 ①　事業の必要性等に関する視点 1)　事業を巡る社会経済情勢等の変化 事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。 2)　事業の投資効果 事業の投資効果やその変化。 原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。 なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。 3)　事業の進捗状況 再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。 ②　事業の進捗の見込みの視点 事業の実施のめど、進捗の見通し等。 ③　主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点 ・上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災対策の強化、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請 ・地元協議や新たなニーズへの柔軟な対応などによる事業実施環境の変化 ・事前調査との乖離などによる現地条件の変化 ・技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減や代替案の立案	３　再評価の視点 再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。 ①　事業の必要性等に関する視点 1)　事業を巡る社会経済情勢等の変化 事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。 2)　事業の投資効果 事業の投資効果やその変化。 原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。 なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。 3)　事業の進捗状況 再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。 ②　事業の進捗の見込みの視点 事業の実施のめど、進捗の見通し等。 ③　コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。
４　対応方針又は対応方針（案）決定の考え方 ①　３の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、③の視点による再評価により主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。 ②　３の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価に基づき、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施することによって３の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該改善を実施した上で事業を「改善継続」とすることができるものとする。	４　対応方針又は対応方針（案）決定の考え方 ①　３の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。 ②　３の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって３の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

事業評価監視委員会の実施要領の改定　＝再評価＝

【新旧対比表】再評価（公共）［３／３］

（新）	（旧）
また、３の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあっても、③の視点による再評価に基づき、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該改善を実施した上で事業を「改善継続」とすることができるものとする。 ③　３の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価により、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。 ④　河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。	また、３の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあっても、③の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。 ③　３の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。 ④　河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。
（中略）	（中略）
第８　施行 １　本要領は、令和７年９月１８日から施行する。 ただし、本要領の規定は、令和８年度以降に適用する。 ２　本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（令和６年９月５日改定）」は、廃止する。	第８　施行 １　本要領は、令和６年９月５日から施行する。 ２　本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（令和６年６月２７日改定）」は、廃止する。
（後略）	（後略）

事業評価監視委員会の実施要領の改定　＝事後評価＝

【新旧対比表】完了後の事後評価（公共）

（新）	（旧）
国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領 公共事業評価は、社会資本が果たす役割が広範かつ長期間に及ぶこと、また、費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。 **第１　目的** 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、完了後の事後評価（以下、「事後評価」という。）を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。 （中略） **第８　施行** １　本要領は、令和７年９月１８日から施行する。 ただし、本要領の規定は、令和８年度以降に適用する。 ２　本実施要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領（令和６年６月２７日改定）」は、廃止する。	**国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領** **第１　目的** 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、完了後の事後評価（以下、「事後評価」という。）を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。 （中略） **第８　施行** １　本要領は、令和６年６月２７日から施行する。 ２　本実施要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領（平成３０年３月３０日改定）」は、廃止する。